

平成30年

寒河江市農業委員会第4回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第4回総会

日時 平成30年4月25日(水) 午前9時00分
会場 市役所 議会会議室

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 國井 新弥
5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎	7番 鬼海 和幸
8番 菊地 健	9番 渡邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

4番 石倉 隆一

事務局

事務局 局長 門口 隆太	事務局 局長補佐 佐藤 利美
総務 主査 高子 英晴	総務 係長 菊地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖広	農地 係主事 国井 茂伸

報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

- (2) 農地の現況変更について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項ただし書き）
農地の用途変更について
- (4) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第16号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第18号 農用地利用集積計画書の審議について

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは早速議事に入ります。

議第16号から議第18号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第16号から議第18号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5番・加藤友康委員、議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番・菊地ひとみ委員、4番・土屋喜久夫委員、9番・佐藤義広委員、12番・渡辺裕之委員、また熊坂浩行推進委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井代理。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る4月17日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第3条の新規就農案件1件、農地法第5条の許可申請案件1件、合計2件を実施し、審査しました。

議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位第19番、所有権移転、新規就農の案件です。場所は高屋台下の畑です。新規就農希望者の農地にかかわる申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。

取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する譲受人は東根市に在住の33歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、障がいを持った人たちと農業を営み、農業を覚え、就職に結びつけるため、また自ら生産した農作物を子供たちに食べてもらうことで食育につなげ、さらに収入を得るためとのことです。営農指導者の方は地元の方であり、申請者がしっかり耕作するのであれば問題はないと判断しました。

議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位15番、西根地区の共同住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は日田の市営住宅ひがし団地の北側にある住宅に囲まれた区域にある農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとします。

それまで、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時56分

木村議長

休憩を閉じまして議事を再開します。

議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5番の加藤友康委員が関係委員となっておりますので関係委は退席をお願いします。

(加藤友康委員、退席)

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。よろしくお願いします。

議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」、12ページをお開きください。

(議案書順位19番朗読)

これは、事前審査会の報告で先ほど代理のほうからも説明ございましたけれども、中山町で障がい者の施設を経営する■■■さんが、リハビリとか、また農業を通じて社会復帰を図りたいというようなことで新規就農でございます。農業指導のほうは地元の■■■■さんが指導するというようなことで、17日に事前審査会で現地を確認しました。場所は高屋

のライスセンターの筋向かいという道路沿いの田んぼを畑にしたというような土地でございまして、申請どおりであれば何ら問題ないのでないのかなというようなことで、地区審査会でも異議ございませんでした。

続きまして、21番、22番、23番は借人が同じというようなこととございまして、後で一括して説明したいと思います。

(議案書順位 21 番朗読)

この場所は、ちょうどやすらぎの真向かいの土地でございます。やすらぎの玄関の真向かいというような土地でございます。

(議案書順位 22 番朗読)

(議案書順位 23 番朗読)

この22番と23番は、ちょうど本楯の集落の北側に沼川があります。この沼川の土手の下というような場所で、この■■■■さんの田んぼを越えていかないと行けないというようなこの2カ所でございます。それであっても用途地域内というようなことで、正式に契約するのなら3条の申請というようなことで3つ新たに申請なったところとございまして。これも地区審査会でも異議ございませんでした。これは15日に佐藤農業委員と小野推進委員と一緒に現地を確認してまいりました。事前審査会でも何ら異議ございませんでした。

(議案書順位 24 番朗読)

これも同じように15日に佐藤農業委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。場所は、ちょうど昔のというか、島の集落の北側にありまして、道路のない小さな畑の集まっているところでもあります。その中で■■■さんの畑の隣に1枚置いて、その隣にこの■■■さんの畑があったというようなことで、■■■さんの畑には個人で出し合いました道路があるというようなことで、その道路ともども譲り受けて、自分の畑と一緒にして道路をつけたいというようなことの中で、そこで農業をしていきたい、野菜などをつくっていきたいということでもあります。■■■さんが持っていた譲り渡す土地も、前はサクランボをやっていたんだけど、伐採なって耕作放棄地まではいかないんですけれども、耕作なっていなかったという土地でございます。それも地区審査でも異議ございませんでした。事前審査会でも異議ございませんでした。

寒河江の報告終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地弘美です。

12ページごらんください。農地法第3条、順位20番。

(議案書順位20番朗読)

この件につきまして、4月14日に加藤委員と國井推進委員と現地のほうを確認してまいりました。引き続き田として利用するもので、周辺農地に影響はないというふうに思われ

ます。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員

はい、議長。

同じく12ページ、順位18番。

(議案書順位18番朗読)

■■■■■さんの都合によりまして、昨年1年もこの奥山久二夫さんが耕作しており、引き続き3条による申請となっております。現地については、15日に大泉委員と熊坂推進委員との3人で見てまいりました。申請のとおりであれば何ら差し支えないものと思います。

続きまして、ページめくっていただきまして13ページ、順位が25番。

(議案書順位25番朗読)

現地は、最上川にかかります古い最上橋に連絡なります道路の掘割の上にあります。2筆に分かれております。同じく15日に大泉委員、そして熊坂推進委員と現地を見てまいりました。申請のとおりであれば何ら問題ないものと見てきました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、影沢政俊委員、お願いします。
影沢委員。

影沢委員

はい、議長。

13ページ、お聞きをお願いしたいと思います。順位26番。

(議案書順位26番朗読)

4月16日、相原委員、川越推進委員と現地を確認してまいりました。場所についてはチェリーランドの裏の堤防を慈恩寺のほうに向かいまして、以前の水道局の近くになっております。内容等について企業さんによるとということで、ここで話をちょっと■■■■君からも聞きましたけれども、場長として八鍬の■■■■君、新規就農の方ですけれども、この方が場長として管理をするということでありますので、また現地見ましたらば、もう剪定もちゃんときれいになっておりましたので、問題はないと判断してまいりました。地区審査でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位18番から26番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第16号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第16号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(加藤友康委員、入室)

関係委員に申し上げます。議第16号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、15ページをお開きください。順位14番。

(議案書順位14番朗読)

この場所は陵南中学校の東側になりますけれども、仲谷地の区画整理地の真ん中がございます。そして、周囲北側、南側にはアパートが建って、西側にはこの■■■■さんの、今住まいしているわけでありまして、親夫婦の住宅があるというような場所でございます。東側がちょうど沼川の放水路がございます、放水路の上の公園になるスタートの場所があります。そんな場所があります。その中で、4月15日に佐藤農業委員と小野推進委員とともに現地を確認してまいりました。今説明したとおりの場所でありまして、ただ1カ所残った農地というようなことで、そこも住宅になるということは非常に喜ばしいことだというようなことで、地区審査でも異議ございませんでした。また、事前審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地弘美です。

15ページをごらんください。順位の15番。

(議案書順位 15 番朗読)

この件につきまして、4月17日、事前審査会で現地のほうを見てまいりました。日田の市営住宅のすぐ北でありまして、その農地の北と東には住宅があるという場所です。計画どおりであれば問題はないというふうに事前審査会のほうで見ております。また、地区審査でも異議ございませんでした。以上です。(「16番は」の声あり)

失礼しました。続きまして、その下、順位の16番です。

(議案書順位 16 番朗読)

この件につきまして、4月14日、土田委員と渡邊推進委員と現地のほうを見てきております。借人は貸人の息子夫婦ということで、以前から同居していたのですが、手狭になったということで住宅を建築するとのことで、計画どおりであれば周辺農地への影響というのはおさえられるものというふうに見てきたところであります。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) 順位14番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位15番は、共同住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は住宅の用もしくは住宅の用に供する施設または公共施設もしくは公益施設が連担する区域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位16番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第17号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番・菊地ひとみ委員、4番・土屋喜久夫委員、9番・佐藤義広委員、12番・渡辺裕之委員、また熊坂浩行推進委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(菊地ひとみ委員、土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、熊坂浩行推進委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井孝一委員。菅井代理。

菅井会長職務代理者

はい、議長。17番、菅井です。

議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、18ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続きまして、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。菊地委員。

菊地(弘)委員

はい、議長。11番、菊地弘美です。

18ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農家または中核農家でありまして、地区審査では異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、石山邦一委員、お願いします。

石山委員

はい、議長。16番、石山です。

議案書の20ページ、58番。

(議案書朗読)

借人はいずれも認定農家であり、地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、高松・醍醐地区、影沢政俊委員、お願いします。
影沢委員。

影沢委員

はい、議長。6番、影沢です。

(議案書朗読)

いずれも中核農家、認定農業者であり、地区審査では異議

ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、眞木早百合委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。13番、眞木です。

18ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者であり、地区審査で異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第18号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第18号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(菊地ひとみ委員、土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、熊坂浩行推進委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第18号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時29分

平成30年4月25日

第4回総会 議長.....

議事録署名委員 7番委員.....

議事録署名委員 10番委員.....